

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ ぐるーぷほーむびー じゅうようじこうせつめいしょ
指定共同生活援助事業所「グループホームbee」重要事項説明書

あなたに対する共同生活起居（グループホーム）におけるサービス提供にあたり、当事業所
があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

めいしょう 名称	ゆうげんがいはやゆうび 有限会社優美
ほうじんしょざいち 法人所在地	ちとせしひの で ちょうめ ばん ごう 千歳市日の出1丁目1番41号
でんわばんごう 電話番号	0123-22-5511
だいひょうしやしめい 代表者氏名	とりしまりやく ひらい まりえ 取締役 平井 麻梨英
ほうじん せつりつねんげつ 法人の設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成14年4月10日

2 事業所の概要

さーびす しゅるい サービスの種類	していきょうどうせいかつえんじょ かいご さーびす ほうかつがた 指定共同生活援助（介護サービス包括型）
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ぐるーぷほーむびー グループホームbee
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ちとせしひの で ちょうめ ばん ごう 千歳市日の出1丁目1番39号
でんわばんごう 電話番号	0123-22-5511
かんりしやしめい 管理者氏名	おかの なおこ 岡野 直子
していねんがっぴ 指定年月日	れいわ ねん がつ にち 令和4年11月1日 0121100770
じぎょう もくてき 事業の目的と 運営方針	ぐるーぷほーむ じゅうようしや ちいき きょうどう じりつ にち グループホームにおいては、利用者が地域において共同して自立した日 じょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ又は食事 どう かいご そうだん た にちじょうせいかつじょう えんじょ てきせつ こうかてき おこな 等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に 行いま す。

3 共同生活起居の概要

① 概要

しょざいち 所在地	ちとせしひの で ちょうめ ばん ごう 千歳市日の出1丁目1番39号
かいせつねんがっぴ 開設年月日	れいわ ねん がつ にち 令和4年11月1日
りょうていいん 利用定員	10人
こうぞう 構造	じゅんだいか 準耐火
の ゆかめんせき 延べ床面積	298.64 へいほうめーとる m ²

② おも せつび 主な設備

しつめい 室名	しつすう 室数	めんせきとう 面積等	せつびとう 設備等
きょしつ 居室	10	9.58 m ² × 10室 (収納別)	こしつ ひとりべや 個室(一人部屋) き っ ち ん おんすい せんじょうべん ざ つ き キッチン・温水洗浄便座付 と い れ しょうめい き ぐ だんぼう き ぐ トイレ・照明器具・暖房器具 きゅうとう しゅうのう かんび 給湯・収納 完備
しょくどう 食堂	2	1階38.6 m ² 2階42.8 m ²	れいとうれいぞうこ でんし れ ん じ 冷凍冷蔵庫・電子レンジ・ でんき ほ っ と かんび きょうよう 電気ポット 完備(共用)
よくしつ 浴室	2		しゃわーつき シャワー付
せんだくしつ 洗濯室	2		ぜんじどうせんたくき かく だいかんび 全自動洗濯機 各2台完備
そうだんしつ 相談室	1		

4 しょくいん はいちじょうきよう 職員の配置状況

しょく しゅ 職 種	いんすう 員数	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非常勤		び こう 備 考
		せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	せんじゅう 専 従	けんむ 兼 務	
かんりしゃ 管理者	1		1			
さーびす かんりせきにんしゅ サービス管理責任者	1				1	
せわにん 世話人	7	1			6	
せいかつしえんいん 生活支援員	5	1			4	

5 しょくいん きんむだいせい 職員の勤務体制

かんりしゃ 管理者	8:30~17:30
さーびす かんりせきにんしゅ サービス管理責任者	①8:30~17:30 ②12:30~21:30
せわにん せいかつしえんいん 世話人・生活支援員	①6:30~15:30 ②8:30~17:30 ③12:30~21:30 ④15:00~8:00

6 サービスの内容と料金及び利用者負担額

(1) サービスの内容

こうもく 項 目	ないよう 内 容
こべつしえんけいかく さくせい 個別支援計画の作成	りようしゃ いこう しんしん しょうきょうとう あせす めんと おこな せいかつぜんぱん しつ 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質 を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計 画を作成します。

りようしゃ たい そうだん 利用者に対する相談	りようしゃおよびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
しょくじ ていきよう 食事の提供 およ じゅうよく はい 及び入浴、排せつ、 しょくじとう かいご 食事等の介護	えいよう りようしゃ しんだいじょうきよう はいりょ しょくじ ていきよう 栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 にゅうよく はい しょくじ かん じりつ む しえん 入浴、排せつ、食事に関する自立に向けた支援とともに、適切な介護を行います。
けんこうかんり 健康管理・ きんせんかんり えんじょ 金銭管理の援助	- せわにんとう かんさつ びょうき けんこうかんり おこな きんきゅうじ 世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 - せいかつひ かんりほうほう し ほうほうとう ひつよう おう そうだんしえん おこな 生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を行います。
よ かつどう しえん 余暇活動の支援	ちいき たんどくか ものどう しえん じしゅせい そだ よ かつどう 地域での単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域や施設行事の情報を提供し、参加を促進します。
きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応	さーび すていきょうちゅう りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい た ひつよう サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
にっちゅうかつどう ばとう 日中活動の場等との れんらく ちょうせい 連絡・調整	にっちゅう じりつぐれん ていさーび すとう た さーび す りよう ばあい 日中、自立訓練やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また しょくば つうきん ばあい ひつよう おう さーび すていきょうしゅ しょくばとう れん 職場に通勤する場合に、必要に応じてサービス提供者や職場等と連絡・調整を行います。
やかん かん しえん 夜間に関する支援	やかん きんきゅうじ れんらくさき かくほ たいおう おこな 夜間において緊急時の連絡先を確保するとともに、その対応を行います。
たいけんりよう しえん 体験利用における支援	けいやく きぼう かた せいかつじょう ふ あんかいしょうとう もくてき せいしき 契約を希望されている方に、生活上の不安解消等を目的として、正式な契約前に「体験利用」として支援を行います。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費支給対象サービス料金

基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（単位）×10：円

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2	くぶん 区分1
きょうどうせいかつえんじょ さーび す ひ 共 同 生 活 援 助 サ ー ビ ス 費	600	456	372	297	188	171
だ い き ぼ じ ゅ う き ょ げ ん さ ん て き ょ う 大規模住 居 減算適用 基 本	570	433	354	282	178	162
じんいんはいちだいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅰ）	83			77		
じんいんはいちだいせいかさん 人員配置体制加算（Ⅱ）	33			31		
ふくしせんもんしゅくいんはいちとうかさん 福祉専門職 員 配置等加算（Ⅰ）	10					
やかんしえんだいせいかさん 夜間支援体制加算（Ⅰ）	149	149	124	124	99	99
にゅういんじ しえんとくべつかさん 入 院 時 支 援 特 別 加 算	にゅういんきかん か い じ ょ う か み ま ん つ き か い *入 院 期 間 が 3 日 以 上 7 日 未 満 月 1 回 561 にゅういんきかん か い じ ょ う つ き か い *入 院 期 間 が 7 日 以 上 月 1 回 1,122					
ちょうきにゅういんじ しえんとくべつかさん 長 期 入 院 時 支 援 特 別 加 算	つ き にゅういんきかん か い じ ょ う に ち *1 月 の 入 院 期 間 が 3 日 以 上 1 日 に つ き 122					

ふくし かいごしょくいん 福祉・介護職員 しょうかいぜんかさん 処遇改善加算（Ⅰ）	しょうていたんい ※所定単位×14.7 %
--	--------------------------

※所定単位とは、基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計です。
 ※上記に基づき1ヶ月単位で集計した合計単位数に10円を掛けて、請求金額となります。

- 【提供するサービス料金とその利用者負担額について】
- ・提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
 - ・利用者負担は、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定となっています。
 - ・障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

(2) 訓練等給付費対象外のサービス利用料金
 以下については、料金（実費等）をご負担ください。

こうもく 項目	にちがく 日額	げつがく 月額
や ちん 家 賃		30,000～32,000円
こうねつすいひ 光熱水費		21,000円
にちようひんひ 日用品費		5,000円
しょく じ ちようしょく しょく 食 事（朝食）1食あたり	300円	
しょく じ ちようしょく しょく 食 事（昼食）1食あたり	350円	
しょく じ ちようしょく しょく 食 事（夕食）1食あたり	400円	
にっちゅう つういんどう がいしゅつ どうこう 日中の通院等 外出の同行	がいしゅつしえん 1 じかん えん こうつうひじつ 外出支援1時間1,500円（交通費実費）	

※食事が不要の場合には、7日前までにお申し出ください。それ以降のお申し出は食事代をご負担いただく場合があります。
 ※給付費の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
 ※その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
 ※特定障害者給付費の対象利用者は、家賃額から特定障害者給付費の金額を減額します。

- ◆入居時の家賃及び水道光熱費（定額）は、月の初日以外の入居の場合は日割り計算とします。
- ◆退去時の家賃及び水道光熱費（定額）は、賃借日数が15日以上の場合は1月分、15日未満の場合は日割り計算とします。
- ◆家賃及び水道光熱費（定額）は、契約期間中（入退去の月以外）は、入院等での不在日数にかかわらず1月分をご負担いただきます。
- ◆日割り計算の基準日数は、日割り計算を要する当該月の暦日数で計算します。

いりようきかん 医療機関の名称	いりようほうじんしゃだん 医療法人社団			おしま し か い い ん 尾島歯科医院		
いんちょうめい 院長名	どうめん 道免			まさし 正史		
しょざいち 所在地	ちとせし 千歳市			ちょうめ ばん ごう 富岡4丁目5番22号		
でんわばんごう 電話番号	0123-22-6648					
しんりょうか 診療科	し か 歯科			にゅういんせつび 入院設備		なし 無

1 1 ひじょうさいがいじ たいさく 非常災害時の対策

やかんじ れんらくたいせい 夜間時の連絡体制	やかんおよ しんや じかんたい つう りようしゃ きんきゅう じたい しょう とき 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、 よ だ とう すみ たいおう 呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとと もに、 きんきゅう じ れんらくさき れんらくほうほう み ばしょ けいじ 緊急時の連絡先や連絡方法を見やすい場所に掲示します。
ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだめ しょうほうけいかく たいおう 別途定める「消防計画」により対応いたします。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ・ ゆう どう とう あり ひじょうつうほうそうち あり ・ しょう か き あり すぶりんくらー あり
ぼうさいくんれん 防災訓練	べつとさだめ しょうほうけいかく じっし 別途定める「消防計画」にのっとり実施いたします。
ぼうかかんりしゃ 防火管理者	べつとさだめ しょうほうけいかく 別途定める「消防計画」による。

1 2 くじょうかいけつ 苦情解決について

とうじぎょうしょ 当事業所 くじょうかいけつたいせい 苦情解決体制	くじょううけつけまどぐち かんりしゃ ・ 苦情受付窓口 管理者 くじょうかいけつせきにんしゃ かんりしゃ ・ 苦情解決責任者 管理者 うけつけじかんだい ・ 受付時間帯 9:00～17:00 (にちよう ねんまつねんし のぞ 日曜・年末年始を除く) でんわばんごう ・ 電話番号 0123-22-5511 ふ あ っ く す ・ ファックス 0123-22-6611 くじょううけつけばこ げんかん せっち ※苦情受付箱を玄関に設置していますので、ご利用ください。
ちとせし ほけんふくしぶ 千歳市 保健福祉部 しょう しゃしえんかかり 障がい者支援係	しょうざいち ちとせしとうんちょう ちょうめ 所在地 千歳市東雲 町 2丁目34-34 でんわばんごう 電話番号 0123-24-0327
ほっかいどうふくし さーびす 北海道福祉サービス うんえいてきせいかいじんかい 運営適正化委員会	しょうざいち さっぽろしちゅうおうくた じょうにし ちょうめ 所在地 札幌市中央区北 2 条 西 7 丁目 でんわばんごう 電話番号 011-204-6310

1 3 虐待防止に関する措置

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

虐待防止のための措置に関する事項	- 虐待防止責任者 管理者 - 成年後見制度の利用を支援します。 - 苦情解決体制を整備しています。 - 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施します。 - 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討を行います。
------------------	--

1 4 身体拘束の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

身体拘束適正化に関する事項	- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。 - 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。 - 従業者に対する身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。
---------------	---

1 5 個人情報の保持について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	- 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。 - 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 - 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得た上で行います。
------------------------	--

1 6 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

外出・外泊	事前に届出を提出いただき許可をお取りください。 門限は原則20：30です。
防火対策	居室内では火気の使用はしないでください。 電磁調理器など電化製品は適正に使用し、火災予防に努めてください。 カーテン等は防災加工した製品を使用してください。
衛生保持	共同生活住居内の清潔・整頓・その他環境衛生の保持のためにご協力ください。

設備・器具の利用	施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙 飲酒	喫煙は決められた場所で行います。 飲酒は、各居室で行います。健康に害を及ぼしたり、他の利用者の迷惑となる飲み方は、ご遠慮ください。
面会・来訪	来訪者は、世話人又は事務所に続柄、用件等を申し出て許可をお取りください。
貴重品の管理	貴重品等は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、ご相談ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、原則禁止とします。
危険行為の禁止	共同生活を行う上で必要なルールを守ってください。 他の利用者の迷惑となる行為及び他の利用者の生命や安全を脅かす行為はすべて禁止します。

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していきょうどうせいかつえんじょじぎょう
私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定共同生活援助事業の
サービス提供開始に同意しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

印

だいにん
代理人

じゅうしょ
住所

みもとひきうけにん
身元引受人

しめい
氏名

印

つづきがら
続柄

とうじぎょうしゃ、 さま たい していきょうどうせいかつえんじょじぎょう サービス ていきょう
当事業所は、 様に対する指定共同生活援助事業のサービスの提供に
あたり、本書面に基づき、重要事項について説明しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしゃ
事業者

ゆうげんがいしゃゆうび
有限会社優美

グループホームbee

せつめいしゃ しょくめい
説明者 職名

しめい
氏名

印